

小規模事業者経営改善資金利子補給補助について

マル経融資（日本政策金融公庫の経営改善貸付）への利子補給

福山市は、市内小規模事業者の経営改善を促進するため、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資制度により借入れた設備資金（以下「マル経融資」という。）に係る償還利子の一部について、借入者に対して利子補給金を交付します。

利子補給の交付申請手続きについては、福山商工会議所・各商工会（神辺町・沼隈内海・福山北・福山あしな）が、一括して代行します。

マル経融資の内容

| 資金用途 | 運転資金 | 設備資金 |
|------------------|---------------------|-----------------|
| 融資限度額 | 2,000万円以下 | |
| 返済期間 (うち措置期間) | 7年以内 (1年以内) | 10年以内 (2年以内) |
| 利率 | 固定金利（日本政策金融公庫所定による） | |

- ・従業員20人以下（商業・サービス業[宿泊業・娯楽業除く]は5人以下）の小規模事業者であること。
- ・商工会議所や商工会の経営指導を6カ月以上受けている など。
- ・利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長の推薦が必要。
- ・保証人、担保は不要。
- ・本市の利子補給の対象は、設備資金のみです。

利子補給の概要

- （補助対象） 2014年度（平成26年度）から2020年度（令和2年度）までに実行されたマル経融資のうち、設備資金であり、その設備の設置場所は福山市内に限る。なお、土地取得費は対象としない。
- （利子補給額） 1月から12月に支払った利息のうち、年率0.5%相当部分。
(千円未満切り捨て)
- （利子補給期間） 融資日から起算して12か月以内

問い合わせ先

| | | |
|----------|------------|------------------|
| 福山商工会議所 | 中小企業振興部経営課 | TEL 084-921-8734 |
| | 松永支所 | TEL 084-933-2151 |
| 神辺町商工会 | | TEL 084-963-2001 |
| | 沼隈内海商工会 | |
| 内海支所 | | TEL 084-986-2240 |
| 福山北商工会 | | TEL 084-976-3111 |
| | 加茂支所 | TEL 084-972-3008 |
| 福山あしな商工会 | | TEL 0847-52-4882 |
| | 芦田支所 | TEL 084-958-5858 |